

# Makuhari's Memory

## 一生勉強！一生青春！

東京オリンピックの開幕迫る7月5日から9日までの5日間、『使用料等の債権回収』について学ぶべく全国から24名の自治体職員がここ市町村アカデミーに集まりました。

現在、私は税務徴収課という市税の賦課と徴収を扱う部署に所属していますが、租税法律主義（租税条例主義）という言葉があるように租税の賦課徴収には、その根拠となる法律（条例）が必要であり、業務にあたる上では、このほか政令、省令、通達などにその根拠を求めていかなければなりません。これらの根拠探訪の日々はとても楽しいものですが、税理士試験合格後も私の心は満たされることはなく、「水道使用料、公営住宅家賃、保育料といった税外収入についても、その債権の管理や回収の手続きを知りたい」むしろ、悶々とした思いを抱きながら過ごしていました。そんなある日、ふと目にした市町村アカデミーの研修案内の中に『使用料等の債権回収』の文字を見つけたときは、あまりの感動に夜も眠れなかったことを思い出します。

自身にとって、自治体大学校以来の中央研修機関での研修でしたが、講師陣も同様に一流の学識経験者や第一線で活躍するスペシャリストの先生方であり、豊富な実務経験に裏打ちされた講義は刺激的で興味深く学ぶことができました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止

のため、懇親会の開催はなく、研修生同士の交流といった点では、さすがにその少なさは否めませんでしたが、課題演習では、和気藹々とグループ討議を行い、また、他の班の教室にもお邪魔して情報交換をするなど交流を深めることができました。

最後になりますが、この研修を担当していただいた栗原准教授、照井主査、そして、一緒に学んだA班の皆様をはじめ同期の研修生の皆様、大変お世話になりました。「一生勉強、一生青春」、またこの市町村アカデミーでお会いできることを楽しみにしております。



### 檜山 洋二

茨城県常陸大宮市  
市民生活部税務徴収課  
市民税G課長補佐  
〈受講研修科目〉  
使用料等の債権回収  
第35期第1組（令和3年度）